○浜松医科大学不正行為に対する申立て及び調査に関する要項

（平成27年10月23日要項第36号）

改正　平成30年11月28日要項第36号　令和3年12月9日要項第45号

（趣旨）

第1条　この要項は、国立大学法人浜松医科大学研究公正規程（平成26年度規程第21号。以下「規程」という。）第29条の規定により、不正行為に対する申立て及び調査等に関し、必要な事項を定める。

（申立ての様式）

第2条　規程第12条に規定する申立ては、原則として別記様式を使用し、受付窓口に提出することとする。ただし、電話による告発等の場合は、別記様式の同様の内容を、具体的に受付窓口に知らせることで、別記様式の提出に代えることができる。

（研究公正統括責任者の申立てに対する取扱い）

第3条　規程第13条第2項、第3項及び第4項に規定する申立ての受理及び予備調査の実施並びに他研究機関等への申立ての回付等は、次のとおり行うものとする。

(1)　申立ての内容が規程第13条第3項及び第4項の要件を満たしている場合は、相談である場合を除き申立てを受理し、その旨を申立者に通知するものとする。

(2)　申立ての内容が規程第13条第3項及び第4項の要件を満たさない場合は、申立てを受理せず、その理由を付して申立者に通知するものとする。

(3)　申立てが匿名であった場合は、その内容を勘案して適当と認めるときは、申立てがあった場合に準じて取り扱う。

(4)　報道機関及び学会等の研究者コミュニティ等により不正行為の疑いが指摘された場合は、申立てに準じて内容を確認及び精査し、適当と認めるときは、申立てがあった場合に準じて取り扱う。

(5)　申立ての意思表示のない相談で、予備調査を実施することを決定した場合であって、申立ての意思表示が確認できない場合は、匿名による申立てがあった場合に準じて取り扱う。

(6)　不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められているという申立てについては、その内容を確認し、精査し、相当の理由があると判断した場合は、関係する研究者等に警告を行う。

(7)　申立てされた内容が本法人が調査を行うべき機関に該当しないと判断した場合は、速やかに該当する研究機関等に当該申立てを回付するとともに、その旨を申立者に通知する。

(8)　申立てされた内容が本法人に加え他にも調査を行う研究機関等があると判断した場合は、該当する機関に当該申立てを通知する。

（他研究機関等との協力）

第4条　規程第14条に規定により他研究機関等へ協力を依頼する場合又は他の調査機関から協力を要請された場合は、次のとおり取り扱うものとする。

⑴　調査対象者が複数の研究機関に所属する場合、原則として本法人を中心に、所属する複数の研究機関等と合同で、申立てされた事案の調査を行う。

⑵　本法人に所属する調査対象者が本法人以外の研究機関等で行った研究に係る申立てがあった場合、当該研究が行われた研究機関等と合同で、申立てされた事案の調査を行う。

⑶　調査対象者が既に本法人を退職等している場合は、当該研究者等が現に　所属する研究機関と合同で、申立てされた事案の調査を行う。ただし、当該研究者等が、どの研究機関にも所属していないときは、本法人が、申立てされた事案の調査を行う。

⑷　研究公正統括責任者は、必要と認めたときは、申立てされた事案の調査を本法人以外の機関に委託若しくは調査を実施する上での協力を求めることができる。

⑸　本法人と異なる調査機関に申立てされた事案が、本法人で行った研究活動に関わる場合、調査機関の要請に応じ、証拠となる資料等を保全する措置を行う。

（予備調査委員会が実施する予備調査）

第5条　規程第15条第5項の規定による予備調査は、次に掲げる事項について調査するものとする。

⑴　申立てされた行為が行われた可能性

⑵　申立ての際示された科学的合理的理由の論理性

⑶　申立てされた研究の公表から申立てまでの期間と、研究成果の事後の検証を可能とするもの（生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬など）の各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間、あるいは本法人が定める保存期間の関係

⑷　申立てがなされる前に取り下げられた論文等に対する申立てに係る予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯及び事情を含め、不正行為の問題として調査すべきものか否か

⑸　必要に応じて、申立てされた研究者等からの事情聴取

（研究公正統括責任者が行う予備調査結果の通知）

第6条　規程第15条第6項の規定による通知等は、次のとおり行うものとする。

⑴　研究公正統括責任者は、本調査を行うことを決定した場合は、その旨を受付窓口を経由して申立者及び調査対象者に通知し、本調査への協力を求めるものとする。なお、調査対象者が本法以外の研究機関に所属している場合は、当該所属研究機関に、当該事案に係る研究が競争的研究費の場合は、当該資金配分機関にもその旨を通知する。

(2)　本調査を行わないことを決定したときは、受付窓口を経由して、理由を明示した上で、申立者に通知するとともに、予備調査に係る資料等について申立者及び資金配分機関の求めに応じ開示するものとする。

(本調査)

第7条　規程第16条に規定する本調査を実施するにあたっては、申立者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や調査対象者に申立者が特定されないように配慮しなければならない。

(調査委員会が行う本調査)

第8条　規程第17条第1項、第2項及び第3項の規定による本調査は、次に掲げる事項について調査するものとする。

(1)　研究論文(報告)の原稿又は発表記録等の精査

(2)　実験、観察ノート、実験データその他の研究資料等の精査

(3)　申立者、調査対象者その他関係者からの証言の聴取

(4)　必要に応じて再実験の要請

(5)　対象となる研究資金の精査

(6)　その他適正な調査のために必要な事項の精査

2　規程第17条第1項の規定による再実験を要請等（調査対象者自らの意思によりそれを申し出た場合を含む。）する場合は、それに要する期間及び機会を保障しなければならない。ただし、調査対象者により同じ内容の申し出が繰り返して行われた場合において、それが当該事案の引き延ばしを主な目的とすると、調査委員会が判断したときは、当該申し出を認めないことができる。

3　規程第17条第7項の規定による調査委員会のまとめは、次に掲げる事項についてまとめるものとする。

(1)　不正行為が行われたと判断した場合は、その内容、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割

(2)　不正行為が行われなかったと判断した場合は、その理由。なお、不正行為が行われなかったと判断した場合であって、当該申立てが悪意に基づくものであると判断した場合は、その理由

(不正行為とみなさない場合)

第9条　次に掲げる場合は、規程第18条第2項による、不正行為とはみなさない。

(1)　調査対象者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由により、当該基本的要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合

(2)　生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在が、合理的な保存期間（論文発表後研究データ等10年間、試料及び標本などの有体物５年）を超える場合

（調査委員会の認定等）

第10条　規程第20条第1項の規定による不正行為の認定にあたっては、調査対象者の研究体制、データチェックの方法等様々な点から故意性を判断し、次に掲げる事項に留意し行うものとする。

(1)　調査対象者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定してはならないこと。

(2)　調査対象者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いが覆されないときは、不正行為と認定すること。

(3)　調査対象者が生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足りる証拠が示せないきは、不正行為と認定すること。

2　規程第20条第3項の規定による申立者及び調査対象者への通知は、次のとおり行うものとする。

(1)　認定の結果を申立者、調査対象者及び関係省庁に通知する。

(2)　調査対象者が本法人以外の研究機関等に所属している場合は、当該所属研究機関に、当該事案に係る研究が競争的研究費の場合は、当該資金配分機関にも認定の結果を通知する。

(3)　悪意に基づく申立ての認定であって、申立者が本法人以外の研究機関等に所属している場合は、当該所属研究機関にも認定の結果を通知する。

（不服申立ての通知等）

第11条　規程第21条第2項、第5項及び第8項に規定する申立者又は調査対象者への通知は、次のとおり行うものとする。

(1)　不正行為を認定された調査対象者からの不服申立てがあったときは当　該申立者及び関係省庁に通知する。

(2)　悪意に基づく申立てを行ったと認定された申立者からの不服申立てが　あったときは当該調査対象者に通知する。なお、申立者が本法人以外の研究機関等に所属している場合は当該所属研究機関に通知する。

(3)　当該事案に係る研究が競争的研究費の場合は、当該資金配分機関にも不服申立てがあったことを通知する。

（利害関係を有する場合の取扱）

第12条　研究公正統括責任者、研究活動公正推進委員会（調査委員会含む。以下「委員会」という。）委員、予備調査委員会委員及び受付窓口担当者が規程第26条に該当する場合は次のとおりとする。

(1)　研究公正統括責任者　学長は研究公正統括責任者の代理を選任する。

(2)　委員会委員、予備調査委員会委員又は受付窓口担当者　研究公正統括責任者は必要に応じて当該委員会委員、予備調査委員会委員又は受付窓口担当者の代理を選任するものとする。

（要項の改廃）
第13条　この要項の改廃は、委員会の議を経て学長が行う。
（雑則）
第14条　この要項に定めるもののほか、不正行為に対する申立て及び調査に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附　則
この要項は、平成27年10月23日から施行する。

附　則（平成30年11月28日要項第36号）
この要項は、平成30年11月28日から施行し、平成30年9月1日から適用する。

附　則（令和3年12月9日要項第45号）
この要項は、令和3年12月9日から施行する。

別記様式（第2条関係）

申立書
［別紙参照］